

(図表12) リスク管理の状況 [三井住友フィナンシャルグループ] (平成16年3月末現在)

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
信用リスク	[規定・基本方針] グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき「信用リスク管理の基本方針」を定例的に策定し、それに則った管理・運営を実施。 [体制・リスク管理部署] ・取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置。各種リスクを総合的に管理する観点では企画部と共に網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は「信用リスク管理の基本方針」にて定められた「普遍的な原則や指針」を自らの業務形態・リスクの状況等に応じ、自社のリスク管理に適用する体制を整備。 [リスク管理手法] 以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・業務特性に応じた信用リスクの統合的管理 ・個別与信ならびに与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的に把握・管理 ・モニタリング・システムを整備し、経常的かつ効率的に信用リスクを管理 ・与信権限と与信責任を明確化した公正な与信運営 ・原則、業務推進部門、審査部門等から独立した資産監査部門の設置による、信用リスク管理体制、与信運営方針、与信ポートフォリオ状況等の監査の実施による牽制体制の確保	16年度の信用リスク管理の基本方針を策定（リスク管理委員会での審議を経て取締役会にて決議(16/3)）。 グループ各社に対し自社保有のリスクに応じた的確なリスク管理体制の整備を指導。 ・ 内部格付体制の整備等、基本方針を踏まえた管理体制の整備。 ・ グループ各社の信用リスク管理に係る規程・基本方針の体系・内容の整備。
市場リスク	[規定・基本方針] グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」を定例的に策定し、それに則った管理・運営を実施。 [体制・リスク管理部署] ・取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置。各種リスクを総合的に管理する観点では企画部と共に網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」にて定められた「普遍的な原則や指針」を自らの業務形態・リスクの状況等に応じ、自社のリスク管理に適用する体制を整備。	16年度の市場リスク・流動性リスク管理の基本方針を策定（リスク管理委員会での審議を経て取締役会にて決議(16/3)）。 グループ各社の市場リスク関連極度・ガイドライン等を15年下期分から16年上期分として見直し。

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
	〔リスク管理手法〕 以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・重要性に応じた連結ベースでのリスク管理 ・自己資本等の経営体力や業務運営方針等を勘案し、リスク許容量の上限を設定した管理 ・リスクの特性に応じ資本と関係付けたリスク管理を行うため、リスクの計量化を行い定量的に管理 ・コンピュータ・システムを整備し、データの透明性を確保することにより、正確かつ迅速なリスク管理を推進 ・相互牽制機能を確保するため、フロント、ミドル、バックの組織・権限の分離を実施 ・内部監査部署によるリスク管理態勢の監査	グループ各社に対し自社保有のリスクに応じた的確なリスク管理体制の整備を指導。 ・リスク管理のプロセスの一層の明確化等、基本方針を踏まえた管理体制の整備。 ・グループ各社の市場リスク管理に係る規程・基本方針の体系・内容の整備。
流動性リスク	〔規定・基本方針〕 グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」を定例的に策定し、それに則った管理・運営を実施。 〔体制・リスク管理部署〕 ・取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置。各種リスクを総合的に管理する観点では企画部と共に網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」にて定められた「普遍的な原則や指針」を自らの業務形態・リスクの状況等に応じ、自社のリスク管理に適用する体制を整備。 〔リスク管理手法〕 以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・重要性に応じた連結ベースでのリスク管理の実施 ・資金繰り計画、外部環境及び調達状況等を勘案し、リスク許容量の上限設定による定量的な管理やコンティンジェンシープランの策定等による管理 ・コンピュータ・システムを整備し、データの透明性を確保することにより、正確かつ迅速なリスク管理を推進 ・相互牽制機能を確保するため、フロント、ミドル、バックの組織・権限の分離を実施 ・内部監査部署によるリスク管理態勢の監査	16年度の市場リスク・流動性リスク管理の基本方針を策定（リスク管理委員会での審議を経て取締役会にて決議(16/3)）。 グループ各社の流動性リスク関連極度・ガイドライン等を15年下期分から16年上期分として見直し。 グループ各社に対し自社保有のリスクに応じた的確なリスク管理体制の整備を指導。 ・リスク管理のプロセスの一層の明確化等、基本方針を踏まえた管理体制の整備。 ・グループ各社の流動性リスク管理に係る規程・基本方針の体系・内容の整備。

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
事務リスク	〔規定・基本方針〕 グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき「事務リスク管理の基本方針」を定例的に策定し、それに則った管理・運営を実施。 〔体制・リスク管理部署〕 ・取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置。各種リスクを総合的に管理する観点では企画部と共に網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は「事務リスク管理の基本方針」にて定められた「普遍的な原則や指針」を自らの業務形態・リスクの状況等に応じ、自社のリスク管理に適用する体制を整備。 〔リスク管理手法〕 「全ての業務に事務リスクが所在する」との認識に基き、以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・リスク特性に鑑み、以下の機能を所管する部署を明確にし、関係部署が連携して管理を実施 「事務リスク統括」「事務規定の整備」「事務指導及び研修」「個別不祥事件・事務ミス・苦情等の処理」 ・内部管理の一環として実施する自店検査制度の整備 ・アウトソーシングにおける事務リスク管理 ・コンティンジェンシープランの策定等、緊急時対応の整備 ・重要性に応じた連結ベースでのリスク管理の実施 ・リスクの特性に応じ資本と関係付けたリスク管理を行うための計量化と定量的管理	16年度の事務リスク管理の基本方針を策定（リスク管理委員会での審議を経て取締役会にて決議(16/3)）。 グループ各社に対し自社保有のリスクに応じた的確なリスク管理体制の整備を指導。 ・ リスク管理のプロセスの一層の明確化等、基本方針を踏まえた管理体制の整備。 ・ グループ各社の事務リスク管理に係る規程・基本方針の体系・内容の整備。
システムリスク	〔規定・基本方針〕 グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき「システムリスク管理の基本方針」を定期的かつ必要に応じ見直し、それに則った管理・運営を実施。 〔体制・リスク管理部署〕 ・取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のシステムリスク管理を統括する機能を有した「IT企画部」を設置し、リスク統括部と共に網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は「システムリスク管理の基本方針」にて定められた「普遍的な原則や指針」を自らの業務形態・リスクの状況等に応じ、自社のリスク管理に適用する体制を整備。	16年度のシステムリスク管理の基本方針をリスク管理委員会での審議を経て取締役会にて決議（16/3）。 15年度のシステムリスク管理状況を同会議に報告。 グループ各社宛に基本方針を踏まえた管理体制整備を継続指導。

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
	〔リスク管理手法〕 以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を策定 ・システム戦略方針に基づき、情報システムの効果と、そのシステムリスク・コストを総合的に勘案した企画立案 ・セキュリティ対策に関する統一方針として、情報システムのセキュリティポリシーを策定 ・情報システムの特성에応じたセキュリティ対策の策定とその維持・管理 ・システムリスクの発現による損失の影響を最小限に抑え、迅速かつ効率的に必要な業務の再開を行うため、コンティンジェンシープランを策定	システム戦略方針（グループシステム戦略会議にて決議（15/3、15/9））に則った運営を実施。 16 年度のシステム戦略方針をグループシステム戦略会議にて決議（16/3）。
コンプライアンス(法務リスクを含む)	〔規定・基本方針〕 グループ全体のコンプライアンス体制の強化・整備を行うに際しての基本的事項を定めた「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、「コンプライアンス・プログラム」を定例的に策定し、それに則った管理・運営を実施。 〔体制・リスク管理部署〕 ・取締役会・グループ経営会議の下、「コンプライアンス委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。 ・グループ全体のコンプライアンスを統括する機能を有した「総務部」を設置し、網羅的、体系的な管理を実施。 ・グループ各社は、「コンプライアンスに関するグループ共通理念(ビジネス・エシックス)」や持株会社の「コンプライアンス・マニュアル」にて定められた「普遍的な原則や指針」に基づいて、自らの業務形態・リスクの状況等に応じた、自社のコンプライアンス体制を整備。 〔リスク管理手法〕 以下の原則に則り適切な管理を実施する。 ・「コンプライアンスに関するグループ共通理念(ビジネス・エシックス)」に基づく管理の実施 ・グループ会社の確立すべき体制や持株会社に協議・報告すべき事項を定めた、コンプライアンス・マニュアル グループ会社規則に基づく管理の実施 ・グループ各社が毎年度策定するコンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況に関する管理の実施 ・グループ各社からの協議・報告を通じた管理の実施 ・グループ会社定例打合会や個別面談を通じた管理の実施	平成 16 年度コンプライアンス・プログラムを、コンプライアンス委員会の審議を経て、取締役会にて策定（16/3）。 取締役会にて策定した平成 15 年度コンプライアンス・プログラムに則り、以下の施策を実施。 ・コンプライアンス委員会を開催し、15 年度コンプライアンス・プログラムの進捗状況をフォローアップ。 ・コンプライアンス体制を強化すべく、以下を実施。 －グループ会社定例打合会を開催。 －主要グループ会社との個別面談を実施。 －アンケートや報告等を通じて、グループ会社の体制整備状況のモニタリングを実施。 －金融持株会社に係る検査マニュアルについてセルフチェックを実施。 ・業務監査部門による監査を実施。